

令和7年度兵庫県予算編成に対する最重点要望

団体No. (626) 団体名 (兵庫県看護連盟)

最 重 点 要 望 事 項

【要望1】看護職等の確保・定着推進

- ① 地域の実情を踏まえた「看護職の地域偏在・領域別偏在にかかる対策の推進」、ナースセンター事業として新たに実施する「看護補助者就業支援事業の実施」について効果的に事業推進できるようナースセンター機能を強化
- ② 在宅医療および介護・福祉関係施設等の看護職の確保支援。二人訪問拡充等、在宅領域の看護職が受ける暴力・ハラスメント対策への強化。ICT技術、デジタル化活用への経費補助
- ③ 臨床と訪問看護による看・看連携強化、高齢者や医療的ケア児、障がい者の退院支援の充実、多職種連携による支援体制整備の推進
- ④ 看護職においても仕事と介護の両立支援が課題であり、仕事と介護の両立支援制度の推進による介護離職防止策の強化。
- ⑤ 女性の健康、少子化対策での助産師の活躍推進

【要望2】質の高い看護人材の養成推進

- ① 特定行為研修の受講促進のために引き続き、在宅、臨床分野での研修受講への支援を継続、また、受講した看護職の活躍推進への支援
- ② 医療依存度の高い在宅療養者や障がい者等重症者対応や在宅看取り、施設等での看取り等の研修や退院後の円滑な在宅療養移行への支援体制、小児、精神障害者、高齢者等の退院支援システム充実強化。
- ③ 災害支援ナースの養成、フォローアップ研修
- ④ 統括保健師、補佐する保健師の育成。統括的な役割を担う保健師の能力開発、健康危機管理への対応力を備えた保健師の人材育成
- ⑤ 教育の充実、県内看護師等養成所(大学、養成所)卒業後の県内就職状況についての実態調査、具体的な確保策についての事業化

回 答 (団体への回答文書案)

【要望1①】

新システム活用による看護職及び看護補助者の就業支援の推進のため、ナースセンター事業拡充等を検討している。

【要望1②】

- ・ 勤務医の働き方改革に伴う医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組に対する経費(ICT導入等)を支援している。
- ・ 利用者等からの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助するほか、複数名職員の確保ができない事業所に対して1人訪問時の安全対策に係る費用の一部を補助している。
- ・ 介護報酬上の2人訪問加算にかかる補助については、補助要件である「2人訪問加算の同意依頼の働きかけ」について、市町がその働きかけについて困難であると認める場合は、

同意依頼を働きかけたとみなすよう、令和5年度より要件を緩和している。また、1人訪問補助についても、位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーや防犯ボタン付き携帯電話を令和6年度から対象経費に追加し、訪問看護師等が安全・安心に働くことができる環境整備を推進している。

【要望1③】

- ・ 兵庫県看護協会内に「訪問看護総合支援センター」を設置し、看看連携研修、小児訪問看護研修、訪問看護導入研修の実施や情報提供等の運営補助することで、看・看連携強化や退院支援、多職種連携を推進している。
- ・ 在宅患者の生体情報や生活・療養の情報の経時的な管理、またリアルタイムでの多職種間連携を実現するため、かかりつけ医や訪問看護師等、多職種での情報共有が可能なICT連携ツールの導入経費を支援している。
- ・ 高齢者の支援については、地域の医療介護関係者などが参画する会議の活性化のための研修に加え、市町間の意見交換や好事例の横展開を促進するなど、引き続き、在宅医療・介護連携の充実に資する取組を推進する。
- ・ 医療的ケア児への支援については、市町の医療的ケア児コーディネーターが身近な相談窓口として支援に努めており、医療的ケア児支援者や県医療的ケア児支援センターも協力して病院の地域連携室やその他の関係機関と連携した支援に取り組んでいる。
- ・ 精神障害者への支援については、精神科病院に入院する精神障害者の地域移行を促進するため、精神科病院と訪問看護を含めた地域の医療・福祉サービス事業所との連携を目的とした連絡会議の開催や、訪問看護を含めた地域の事業所と精神科病院との連携の促進、事業所における精神障害者へのサービス提供の促進等を目的とした研修の開催のため、引き続き992千円の予算措置を行った。（2②の回答含む。）

【要望1④】

- ・ 兵庫県看護協会にナースセンターの運営を委託するほか、看護職員離職防止対策にかかる委員会活動や実態調査経費を補助している。また、兵庫県看護協会が実施する勤務環境改善に関する研修経費を補助している。
- ・ 家族介護者の介護離職を防止するため、24時間対応の在宅介護サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護など、居宅サービス基盤の整備を進める。
- ・ 介護等の状況に関わらず多様な働き方を認め、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進し、離職防止を強化するため、163,629千円の予算措置を行った。
- ・ 中小企業向け助成事業において、育児・介護者の代替要員の賃金助成や、テレワーク導入等の環境整備費用の助成として、150,000千円の予算措置を行った。

【要望1⑤】

助産師活用推進事業において、県内の助産師を取り巻く課題、今後の助産師支援のあり方について実態調査、検討を実施しているほか、助産資質向上研修支援事業により、更なる助産師の質向上・活用促進を図るため補助を実施している。

【要望2①】

自施設職員へ特定行為研修を受講させる訪問看護ステーションに対する研修受講中の代替職員雇用経費の補助、特定行為研修にかかる受講費の補助、特定行為研修の普及啓発のための支援を実施している。

【要望2②】

在宅看取りについては、人生の最終段階における対応向上研修事業を実施する県内2団体に補助し、看取り期に係る医療・介護職の資質向上を推進している。

【要望2③】

看護協会が実施する経験等に応じた感染症や災害等に関する研修にかかる経費を補助している。また、災害派遣ナースの派遣調整については、兵庫県看護協会と「災害等にかかる協定」を締結し、派遣スキーム等の派遣調整体制を整備した。

【要望2④】

県保健師については、令和4年4月1日に健康福祉事務所の統括保健師の位置づけや役割を記載した通知を発出。令和6年8月改訂の兵庫県保健師人材育成ガイドラインにおいても統括保健師の役割等を記載。県及び県内自治体の統括保健師及び統括補佐を対象に研修会や連絡会を実施し、その役割と機能を発揮できるよう、人材育成や情報交換等を継続して行っている。健康危機管理への対応力については、県内の保健師を対象に災害時保健活動研修会を実施。各所属内でもマニュアル策定や訓練を実施し、引き続き人材育成に努めていく。（健康増進）

【要望2⑤】

新たに専任教員となる者を対象にした専任教員養成講習会を隔年で開催するとともに、スキルアップを図る教員指導力強化研修を開催しているほか、看護師等養成所運営費補助事業により、教材・設備の充実及び実習施設の確保支援を実施している。また、毎年実施される「入学状況及び卒業生就業状況調査」により卒業後の就職状況を、2年に1度実施される「業務従事者届」により就業済みの看護職の状況を把握するよう努めている。（医務）